



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第66号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- | | | |
|--|-----------|---|
| 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務
の範囲等を定める規則の一部を改正する規則 | （市 町 村 課） | 3 |
| 島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則 | （青少年家庭課） | 4 |

公布された条例等のあらまし

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

- (1) 島根県統計調査条例の全部改正に伴う条例番号及び規定の整理（第1条の表第1号関係）
- (2) 島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に基づく事務のうち市町村に権限を移譲する事務は、次に掲げる事務とすることとした。（第1条の表第10号関係）
 - ア 福祉資金貸付申請に対する調査書の作成及び知事への送付
 - イ 母子・寡婦福祉資金増額貸付（貸付期間延長）申請書の経由
 - ウ 母子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書の経由
 - エ 母子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書の経由
 - オ 償還の指導（福祉資金の貸付けの申請日に申請者が当該市町村の区域内に住所を有していた場合に限り、その処理の困難性が高いものを除く。カにおいて同じ。）
 - カ 知事に納付される償還金又は違約金に係る現金の領収
 - キ 連帯保証人変更承認申請書の経由
 - ク 各種届出の経由
- (3) 市町村に権限を移譲した社会福祉法に基づく事務について、例外的に知事が事務を処理する社会福祉法人は、社会福祉法人島根いのちの電話及び社会福祉法人島根県共同募金会とすることとした。（第3条関係）
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

- (1) 知事は、福祉資金の貸付けの申請があったときは、申請者等に対する面接等により当該福祉資金の貸付けの目的を達成する見込みがあるかどうかを調査し、福祉資金貸付申請に対する調査書を作成することとした。（第5条の2関係）
- (2) 現に修学資金又は修業資金の貸付けを受けている者は、当該貸付けを受けている期間中、毎年度就学又は知識技能の習得を証する書類等を知事に提出しなければならないこととした。（第9条関係）
- (3) 現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金以外の資金の貸付けを受けている者は、当該資金の増額を申請できることとした。（第10条関係）
- (4) 知事は、貸付けを受けた福祉資金の償還金の納期限を経過した者又はその連帯保証人に対して、当該償還金又は当該償還金に係る違約金の支払を促すために必要な指導を行うこととした。（第15条の2関係）
- (5) 福祉資金の貸付けを受けた者又はその連帯保証人による福祉資金の償還金又は当該償還金に係る違約金の支払は、指定金融機関等に払い込む方法又は口座振替の方法によらなければならないこととした。ただし、特別の事情がある場合は、会計職員に対して現金により支払うことができることとした。（第15条の3関係）

(6) 用語の整理

改正前	改正後
保証人	連帯保証人

- (7) 様式の整備をすることとした。

2 施行期日

平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲等を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表第 1 号左欄中「島根県統計調査条例（昭和25年島根県条例第24号）」を「島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第 9 号）」に改め、同号右欄中「申告」を「報告」に改め、同表第 7 号左欄中「(3)」を「(4)」に改め、同表に次のように加える。

<p>10 条例第 2 条の表第56号の(8)に規定する母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この号において「法」という。）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体に対する貸付けに係るものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 規則第 5 条の 2 の規定による福祉資金貸付申請に対する調査書の作成及び知事への送付 2 規則第 9 条第 2 項の規定による就学又は知識技能の習得を証する書類（次年度におけるその見込みを確認するものを含む。）の受理及び知事への送付 3 規則第10条第 2 項の規定による母子・寡婦福祉資金増額貸付（貸付期間延長）申請書の受理 4 規則第11条の規定による母子・寡婦福祉資金貸付辞退（減額）申出書の受理 5 規則第13条第 2 項の規定による母子・寡婦福祉資金償還方法変更承認申請書の受理 6 規則第15条の 2 の規定による償還の指導（福祉資金の貸付けの申請日に当該申請をした者が当該市町村の区域内に住所を有していた場合に限り、その処理が困難を伴うものであるとして知事が処理することが適当である旨の通知を知事から得た場合を除く。7 において同じ。） 7 規則第15条の 3 ただし書の規定による知事に納付される償還金又は違約金に係る現金の領収 8 規則第19条の規定による連帯保証人変更承認申請書
---	---

	<p>の受理</p> <p>9 規則第21条第1項及び第2項の規定による届出の受理及び知事への送付</p>
--	---

第2条の次に次の1条を加える。

(条例第2条の表第37号の(1)の規則で定める社会福祉法人)

第3条 条例第2条の表第37号の(1)の規則で定める社会福祉法人は、社会福祉法人島根いのちの電話及び社会福祉法人島根県共同募金会とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和57年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（連帯保証人の資格）」に改め、同条中「の保証人」を「に規定する連帯保証人」に改める。

第4条第2号中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(貸付けの調査)

第5条の2 知事は、前2条の規定により福祉資金の貸付けの申請があったときは、申請者等に対する面接等により当該福祉資金の貸付けの目的を達成する見込みがあるかどうかを調査し、福祉資金貸付申請に対する調査書（様式第11号の2）を作成するものとする。

第6条中「前2条の申請」を「前条の調査」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 福祉資金のうち、現に修学資金又は修業資金の貸付けを受けている者は、当該貸付けを受けている期間中、毎年度知事が別に定める時期に次の各号に掲げる資金の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

(1) 修学資金 修学資金の貸付けを受けて就学している者が、現に就学していることを証する書類及び次年度においても就学する見込みであることを確認できる書類

(2) 修業資金 修業資金の貸付けを受けて知識技能を習得している者が、現に当該知識技能を習得していることを証する書類及び次年度においても当該知識技能を習得する見込みであることを確認できる書類

第10条第1項を次のように改める。

現に福祉資金の貸付けを受けている者は、当該貸付けを受けている資金の額又は貸付期間が、令第7条各号又は令第36条各号に定める限度に満たない場合において、当該資金の増額又は貸付期間の延長を必要とする事由が生じたときは、その限度の範囲内において、当該資金の増額又は貸付期間の延長に係る申請（貸付期間の延長に係る申請にあっては、福祉資金のうち、現に修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の貸付けを受けている者が行う場合に限る。）をすることができる。

第15条の次に次の2条を加える。

(償還の指導)

第15条の2 知事は、貸付けを受けた福祉資金の償還金の納期限を経過した者又はその連帯保証人に対して、当該償還金又は当該償還金に係る違約金の支払を促すために必要な指導を行うものとする。

(償還金等の支払)

第15条の3 福祉資金の貸付けを受けた者又はその連帯保証人による福祉資金の償還金又は当該償還金に係る違約金の支払は、知事が送付する払込書により島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第2条第9号の指定金融機関等に払い込む方法又は口座振替の方法によらなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、福祉資金の貸付けを受けた者又はその連帯保証人は、会計職員に対して現金により支払うことができる。

第19条（見出しを含む。）中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第21条第1項第1号中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第2項中「借主（保証人）死亡届」を「借主（連帯保証人）死亡届」に改め、同項各号中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

様式第1号中 「保 証 人」 を 「連 帯 保 証 人」 に、 「保証人 氏名」 を 「連帯保証人 氏名」 に改め、同様式の(注)の8中「保

証人」を「連帯保証人」に改める。

様式第1号の2中「平成」及び「老年者控除、」を削り、「老・寡・勤」を「寡・勤」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

事業計画書 (島根県母子寡婦福祉資金)

1 基本事項

申 請 者 氏名	Ⓜ	住所
店 舗 等 名 称		店 舗 等 住 所
店 舗 面 積	m ²	店 舗 立 地 条 件
事 業 の 内 容 (取扱商品・サービス・セールスポイント等具体的に)		
事業対象 (取引先)		
近隣の同業者の状況		
開業の目的・動機 又は 継続資金の必要性		
事業経験	年 (その内容)	
事業従業者	人 (その内訳)	
資格・特技・ 許認可状況		
現在の事業内容	(開始年月日 年 月)	
従事内容		
現有設備		
手持資材等		
月平均収支		

2 必要な資金

	使 途	金額 (円)	詳 細
設備 資金			
運転 資金			
合 計			

3 資金計画

項 目	金額 (円)	具体的内容 (挙証資料を添付してください。)
自己資金 (預貯金等)		
近親者等からの援助		
近親者等からの借入		
他金融機関からの借入		(借入先:)
		(借入先:)
		(借入先:)
母子寡婦福祉資金		
その他		(具体的に)
合 計		

4 事業計画及び資金・返済計画 (収支計算) (平均的な 1 月分を記載してください。)

		開業当初 又は 現在の売上 A	軌道に乗った後 (月後) B	売上高、売上原価、経費計算の根拠 (具体的に)
前月からの繰越金				
売上 代金	現金売上高			A 【開業当初又は現在の売上】
	売掛金回収			
	受取手形入金 ()			
	()			
合計				
仕入 代金	現金仕入			B 【軌道に乗った後】
	買掛金支払			
	支払手形決済 ()			
	()			
合計				
経費	人件費			B 【軌道に乗った後】
	家賃			
	光熱水費			
	通信費			
	消耗品費			
	販売手数料			
	減価償却費 ()			
	()			
差 引 残				
母子寡婦資金償還金				
その他の借入返済金				
翌月への繰越金				

5 商工会議所・商工会（各種金融機関等）の経営診断の専門家によるアドバイスの内容

相 談 日	年 月 日 () 時 から 時	
アドバイスを受けた 相 手 方	所属	氏名
	連絡先電話番号	
相 談 ・ ア ド バ イ ス の 内 容	商工会議所・商工会の事業・経営相談で受けられたアドバイスの内容について記載してください。 (他金融機関等で経営診断等を受けられた場合には、その結果に係る資料を添付してください。)	
(1) アドバイス又は確認を受けた内容		
① 基本事項		
店舗等の規模及び立地条件		
事業の内容		
取扱いの商品及びサービス		
セールスポイント		
近隣の同業者の状況		
開業の目的（事業開始資金のみ）		
継続資金の必要性（事業継続資金のみ）		
従業者の人数・能力について		
現在の事業内容について（事業継続資金のみ）		
② 必要な資金		
資金の使途、積算等		
③ 資金計画		
④ 事業計画及び資金・返済計画（収支計算）		
収入基礎について		
販売先について		
仕入先について		
各項目の積算について		
返済財源及び純利益について		
(2) アドバイスに基づき計画を改善された内容		

○商工会議所・商工会の方へお願い

申請者が記載した上記の相談・アドバイスの内容について、後日島根県又は申請者の居住市町村から照会させていただきますのでご了承ください。

様式第11号の次に次の 1 様式を加える。

様式第11号の2 (第5条の2関係)

年 月 日

福祉資金貸付申請に対する調査書 (資金)

申 請 者 氏 名			生 活 程 度	1 生活保護世帯 2 生活困窮世帯 3 生活安定世帯 4 生活余裕世帯
住 所				
申 請 資 格	母 子 家 庭	配偶者との関係 児童扶養の事実	本 人 の 月 収	(内訳) 円
	父 母 の な い 児 童	父母との関係	家 族 の 月 収	(内訳) 円
現 在 の 職 業 状 況			資 産	不動産 田 アール 畑 アール 山林 アール 宅地 m ² 動産 家屋 m ²
家 族 の 状 況				負 債
生 活 歴			市 町 村 民 税 賦 課 額	年額 (未納額) 円
健 康 、 信 用 の 程 度			住 居	1 持家 2 借家 3 借間
			償 還 熱 意 と そ の 見 込 み	
事 業 計 画 の 状 況 (事 業 開 始 事 業 継 続 資 金)	事 業 の 適 正			
	事 業 の 規 模			
	同 業 者 関 係			
	場 所 的 条 件			
	現 在 の 事 業 状 況			
	資 金 計 画 の 良 否			
	事 業 の 将 来 性			
就 職 、 修 学 の 状 況 (就 職 支 度 、 就 学 支 度 、 就 修 支 度)	就 職 、 修 学 の 適 性			
	就 職 、 修 学 先 の 状 況			
	就 職 、 修 学 後 の 将 来 性			
連 帯 保 証 人	資 力 状 況			
	信 用 の 程 度			
	申 請 者 と の 関 係			
	居 住 期 間			
そ の 他 の 参 考 事 項				
総 合 意 見				

様式第12号の(注)の2中「、3箇月」を「3箇月」に改め、「まとめて」の次に「、生活資金については該当月分を月の初日に」を加え、「、技能習得資金及び生活資金」を「及び技能習得資金」に、「、当該月分をその」を「当該月分を月の」に改め、同様式の(注)の5中「県」を「島根県」に改める。

様式第14号中「保証人住所」を「連帯保証人住所」に、同様式の(注)の3中「保証人」を「連帯保証人」に氏名氏名

改め、同様式の(注)中5を削り、6を5とし、同様式の(注)の7中「保証人」を「連帯保証人」に、「はり付ける(借用書の裏面上部と印鑑証明書の上部をのり付けして並べる。)」を「添付する」に改め、同様式の(注)中7を6とし、8を削り、9を7とする。

様式第17号中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

様式第18号から様式第20号までの規定、様式第22号から様式第23号の2までの規定、様式第25号及び様式第26号中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

様式第27号中「保証人」を「連帯保証人」に、「保証人」を「連帯保証人」に改める。

様式第28号中「保証人変更」を「連帯保証人変更」に、「保証人を」を「連帯保証人を」に、

「旧保証人氏名」を「旧連帯保証人氏名」に、

「

新 保 証 人	ふりがな 氏名	生年月日	年月日生
	住所		
	借主との関係		
	職業	月収	円

」

を

「

新 連 帯 保 証 人	ふりがな 氏名	生年月日	年月日生
	住所		
	借主との関係		
	職業	月収	円

」

人	家 族 数 (本 人 を 除 く 。)		負 債	円
---	--------------------------	--	-----	---

に、「保証人 氏名」を「連帯保証人 氏名」に改め、同様式の(註)中「新保証人」を「新連帯保証人」に改める。
様式第30号及び様式第34号中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。